

返戻金制度について

返戻金制度
採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退職等」という）、当行は申込者の求めにより、手数料の一部を下記のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
① 1ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料（消費税及び地方消費税を含む）の 80%
② 1ヶ月を超え 3ヶ月以内・・手数料（消費税及び地方消費税を含む）の 50%
③ 3ヶ月を超え 6ヶ月以内・・手数料（消費税及び地方消費税を含む）の 10%

許可番号：30－ユ－300086

事業所の名称：株式会社紀陽銀行